

令和5年度 第1回 寝屋川流域協議会

議 案 書

寝屋川流域協議会

議 案 目 次

◆令和5年度 第1回 寝屋川流域協議会議案

第1号議案	協議会規約の改正	1
第2号議案	令和4年度事業報告	7
第3号議案	令和4年度収支決算報告	9
第4号議案	流域治水プロジェクトの更新	11
第5号議案	令和5年度事業計画	15
第6号議案	令和5年度予算	17
第7号議案	監事の選出	19

協議会規約の改正

- ・所属機関の組織変更に伴い、「別表第3」の一部を改正する。

1. 改正内容

別紙のとおりとする。

2. 施行日

令和5年5月18日施行とする。

寝屋川流域協議会 規約

(目的及び設置)

第1条 本協議会（以下「協議会」という。）は、寝屋川流域の都市化の進展や気候変動等に伴う治水環境、水環境の悪化に対し、適切な治水対策、水環境改善施策及び森林保全施策を推進し、水害・土砂災害の防止及び被害の軽減と良好な水環境の創出を図り、流域の環境改善に資することを目的とし、特定都市河川浸水被害対策法第7条の規定に基づき設置する。

(名称)

第2条 協議会の名称は、寝屋川流域協議会とする。

(協議会の実施事項)

第3条 協議会の実施事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させるための治水対策「流域治水」を計画的に実施するため、流域治水プロジェクトの推進に関する検討・情報共有を行うこと。
- (2) 治水施設並びに雨水流出抑制施設の整備、流域における適正な保水・遊水機能の維持・確保、防災情報の提供など、流域住民の避難行動支援等の総合的な治水対策を協議し、水害に対し安全な街づくりの効果的な施策を実行するため、寝屋川流域水害対策計画を策定すること。
- (3) 寝屋川流域水害対策計画の推進に関する検討・情報共有を行うこと。
- (4) 寝屋川流域の水環境改善施策を総合的、緊急的かつ重点的に実施し、良好な水環境の創出を図り、人々が水辺に親しめる川づくりを進める観点から、部会で策定された寝屋川流域水環境改善計画の報告を受けること。
- (5) 寝屋川流域水環境改善計画の推進に関する検討・情報共有を行うこと。
- (6) 生駒山系の森林の保全により、土砂災害に対する安全性の向上を図るとともに、良好な都市環境を創出するため、生駒山系グリーンベルト整備事業の推進に関する検討・情報共有を行うこと。
- (7) 部会で策定された大規模水害タイムライン（防災行動計画）等の報告を受けること。
- (8) 大規模水害タイムライン（防災行動計画）等の推進に関する検討・情報共有を行うこと。
- (9) 前各号について、流域住民に対する理解と協力を求める広報に関すること。
- (10) その他本協議会の目的を達成するため、必要な事業を行うこと。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表第1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会には、会長を置き、会長は大阪府知事を充てる。
- 3 協議会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故のあるとき、又は会長が欠けたときは、別表第2の職にある会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 4 協議会には必要に応じ、第1項の構成員の過半数の承認を得たうえで、構成員を追加することができる。
- 5 会長は、必要に応じて別表第1の職にある者以外の者の協議会への参加を求めることができる。
- 6 第1項の構成員が協議会に出席できない場合は、構成員が認める者を代理出席させることができる。
- 7 協議会は、第1項の構成員の過半数の出席をもって、開催することができる。
- 8 協議会は、第1項の構成員の過半数の承認を得て、書面により開催することができる。

(部会の構成)

第5条 協議会の円滑な運営のため、「総合治水部会」、「水環境部会」、「グリーンベルト部会」及び「大規模水害タイムライン部会」の4つの部会（以下「4部会」という。）を設置する。

- 2 各部会は、別表第3に掲げる者をもって組織する。
- 3 4部会の部会長には、大阪府都市整備部河川室長の職にある者をもって充てる。部会長に事故のあるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。
- 4 協議会の円滑な運営に資するため、部会長は協議会の実施事項について、あらかじめ協議を行うものとする。
- 5 部会長は、必要に応じて別表第3の職にある者以外の者の部会への参加を求めることができる。

(ワーキンググループの設置)

第6条 部会長は、必要に応じワーキンググループを設置することができる。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については、速やかに協議会のホームページに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(経費)

第8条 協議会の経費は、別表第1に掲げる地方公共団体の負担金やその他の収入によってまかなう。

2 協議会の会計は、大阪府都市整備部河川室河川整備課が行う。

3 会計を監査するため、協議会に監事を置く。

4 監事は任期を1年とし、構成員が互選する。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、大阪府都市整備部河川室河川整備課に置く。

2 総合治水部会及び大規模水害タイムライン部会の事務局は、大阪府都市整備部河川室河川整備課に、水環境部会及びグリーンベルト部会の事務局は、大阪府都市整備部河川室河川環境課に置く。

3 事務局は、協議会の議決をもって負担金等の収入及び経費の支出を行うこととするが、当該年度の協議会の議決前に経費支出の必要が生じた際は、協議会の事業目的に適うものに限り、前年度の繰越金の範囲内で支出することができるものとする。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和4年5月19日から施行する。

(要綱の廃止)

2 この規約の施行に伴い、寝屋川流域協議会設置要綱は廃止する。

附 則

この規約は、令和5年5月 日から施行する。

別表第1（第4条・第8条関係）

◎印は会長

機関名	構成員	備考
大阪府	大阪府知事	◎
大阪市	大阪市長	
守口市	守口市長	
枚方市	枚方市長	
八尾市	八尾市長	
寝屋川市	寝屋川市長	
大東市	大東市長	
柏原市	柏原市長	
門真市	門真市長	
藤井寺市	藤井寺市長	
東大阪市	東大阪市長	
四條畷市	四條畷市長	
交野市	交野市長	
近畿地方整備局	淀川河川事務所長	

別表第2（第4条関係）

機関名	構成員	備考
大阪府	大阪府副知事	
大阪府	大阪府都市整備部長	

別表第3 (第5条関係)

◎印は部会長

機関名		構成員			
		総合治水部会	水環境部会	グリーンベルト部会	大規模水害タイムライン部会
大阪府	都市整備部	◎河川室長 河川室河川整備課長 下水道室事業課長 建築指導室審査指導課長 枚方土木事務所長 八尾土木事務所長 西大阪治水事務所長 寝屋川水系改修工営所長 東部流域下水道事務所長	◎河川室長 河川室河川環境課長 下水道室事業課長 枚方土木事務所長 八尾土木事務所長 寝屋川水系改修工営所長 東部流域下水道事務所長	◎河川室長 河川室河川環境課長 枚方土木事務所長 八尾土木事務所長	◎河川室長 河川室河川整備課長 下水道室事業課長 事業調整室長 枚方土木事務所長 八尾土木事務所長 寝屋川水系改修工営所長 東部流域下水道事務所長
	政策企画部			危機管理室長 危機管理室災害対策課長	
	健康医療部		生活衛生室環境衛生課長		
	環境農林水産部	農政室整備課長 中部農と緑の総合事務所長	環境管理室環境保全課長 環境管理室事業所指導課長 農政室整備課長 水産課長 中部農と緑の総合事務所長	みどり推進室長 みどり推進室森づくり課長 中部農と緑の総合事務所長	
	大阪都市計画局	拠点開発室戦略拠点開発課長			
大阪市	建設局	下水道部長 道路河川部長	下水道部長 道路河川部長		下水道部長 工務担当部長
	環境局		環境管理部長		
	危機管理監				危機管理室防災計画担当部長
守口市	環境下水道部長	環境下水道部長		危機管理監 環境下水道部長	
枚方市	土木部長 上下水道局上下水道部長	土木部長 環境部長	土木部長	危機管理部長 土木部長 上下水道局上下水道部長	
八尾市	政策企画部長 都市整備部長 下水道部長	政策企画部長 環境部長 都市整備部長	魅力創造部長	危機管理監 都市整備部長 下水道部長	
寝屋川市	(危機管理部長) 危機管理監兼部長 (上下水道局部長) 上下水道局長	(上下水道局部長) 上下水道局長 環境部長	都市基盤整備部長	(危機管理部長) 危機管理監兼部長 (上下水道局部長) 上下水道局長	
大東市	政策推進部長 都市整備部長	政策推進部長 都市整備部長 市民生活部長	都市整備部長	危機管理監兼室長 都市整備部長 上下水道局長	
柏原市	危機管理監 都市デザイン部長 上下水道部長	市民部長 都市デザイン部長 上下水道部長	都市デザイン部長	危機管理監 都市デザイン部長 上下水道部長	
門真市	まちづくり部長	まちづくり部長 環境水道部長		まちづくり部長 環境水道部長 総務部長	
藤井寺市	都市整備部長	市民生活部長		危機管理監	
東大阪市	危機管理監 土木部長 下水道部長	理事 下水道部長 環境部長	土木部長	危機管理監 土木部長 下水道部長	
四條畷市	都市整備部長 市民生活部長	都市整備部長 市民生活部長	都市整備部長	都市整備部長	

別表第3（第5条関係）

◎印は部会長

機関名		構成員			
		総合治水部会	水環境部会	グリーンベルト部会	大規模水害タイムライン部会
交野市		理事兼都市整備部長	環境部長 理事兼都市整備部長	環境部長	理事兼都市整備部長 (危機管理室長) 理事兼危機管理監兼危機管理室長
近畿地方 整備局	淀川河川 事務所	(調査課長) 流域治水課長	-(調査課長)- 流域治水課長 河川環境課長		
大阪府 警察本部					警備第二課 管理官
NHK 大阪 拠点放送局					コンテンツセンター第2部長
株式会社毎日放送					(報道情報局報道部気象担当デスク) 報道情報局番組センター気象担当デスク
朝日放送テレビ 株式会社					報道局ニュース情報センター課長
関西テレビ放送 株式会社					報道局報道センター報道部長
読賣テレビ放送 株式会社					報道局チーフ・エキスパート
テレビ大阪 株式会社					報道部長
西日本電信電話 株式会社					関西支店災害対策室長
大阪ガスネットワーク 株式会社					(ネットワークカンパニー供給指令部長) 供給指令部長
関西電力 株式会社					総務室防災グループチーフマネジャー
西日本旅客鉄道 株式会社					(近畿統括本部工務次長) 近畿統括本部堺支社長
京阪電気鉄道 株式会社					安全推進部長
近畿日本鉄道 株式会社					鉄道本部企画統括部安全推進部長
大阪モレール 株式会社					安全推進室長
大阪市高速電気軌道 株式会社					交通事業本部安全推進部 危機管理課長
大阪管区气象台					気象防災部気象防災情報調整官
オブ ザー バー	近畿地方整備局				
	河川部	地域河川調整官	地域河川調整官	(地域河川調整官) 河川保全管理官	地域河川調整官
	建政部	都市調整官	都市調整官		都市調整官

令和 4 年度事業報告

寝屋川流域水害対策計画、寝屋川流域水環境改善計画及び生駒山系グリーンベルト整備事業、大規模な水害に備えて策定したタイムラインの運用・改善を推進するため、本協議会会員相互の連絡調整や関係機関等との協議を行うほか、以下に示す活動等を行った。

広報活動

1. 広報活動の実施

1. 1 広報イベントの実施

(1) 春の広報イベント（東大阪市民ふれあい祭り）

日 時 令和 4 年 5 月 8 日（日）10：00 ～ 16：00
場 所 松原南調節池（東大阪市 花園中央公園内）
参加者 654人

(2) 冬の広報イベント（寝屋川流域を巡るウォークイベント）

日 時 令和 5 年 3 月 11 日（日）12：40 ～ 16：30
場 所 寝屋川治水緑地、弁天池公園、なわて水みらいセンター、讃良立坑
参加者 25人

(3) 水環境啓発イベント（キラっと！かどま2022 市内統一清掃活動）

日 時 令和 4 年 9 月 17 日（土）9：00 ～ 12：00
場 所 門真市役所周辺
参加者 133人

1. 2 ビジュアルボードフェアの実施

場所：流域の各市役所、府関係事務所及び大阪府本館
実施期間：令和 4 年 6 月 20 日から令和 5 年 3 月 14 日（1箇所あたり 2 週間展示）
内容：総合治水対策、水環境改善、森林保全等の重要性や必要性を示したパネル展示

1. 3 啓発ポスターの掲示

場所：流域の各市役所、府関係事務所及び大阪府本館
実施期間：令和 4 年 7 月 6 日から令和 4 年 10 月 14 日
内容：家庭でもできる治水対策

2. その他

- (1) 寝屋川流域協議会TwitterなどのSNSやメディア等を活用した事業PR
- (2) 寝屋川流域協議会HPの充実
- (3) 総合治水対策動画の作成
- (4) 令和 5 年度に掲示する啓発ポスターの作成

事業推進

1. 寝屋川流域水害対策計画の推進（総合治水部会）

- (1) 国家要望活動の実施
 - ・ 国予算確保に向けた要望活動を実施（R4. 8、R4. 12、R5. 1）
- (2) 流域水害対策計画の変更に向けた検討

2. 寝屋川流域水環境改善計画の推進（水環境部会）

- (1) 寝屋川流域水環境改善計画（令和4年版）を策定
 - ・ 新計画をHPで公表
 - ・ 新計画の取組についてビジュアルボードフェアを実施（再掲）
 - ・ 施設見学会等のイベントでの啓発
- (2) 浮遊汚泥（スカム）の発生抑制に向けた取組の共有
- (3) 河道内のごみの削減
 - ・ 流域で統一した啓発看板の設置
 - ・ HPやSNSを活用した情報発信
 - ・ キラっと！かどま2022市内統一清掃活動の開催（再掲）
- (4) その他の取組み
 - ・ 寝屋川流域水辺空間マップの作成及び公開

3. 生駒山系グリーンベルト整備事業の推進（グリーンベルト部会）

- (1) 協働（モデル流域等での活動を継続）
 - ・ 3市3団体他において活動への参加・支援
- (2) 取組の共有

4. 大規模水害タイムラインの取組の推進（大規模水害タイムライン部会）

- (1) 寝屋川流域大規模水害タイムラインの運用、ふりかえり、改善
 - ・ 情報伝達訓練の実施（5月）
 - ・ タイムライン部会を书面開催し、タイムラインを令和4年度版に改定（6月）
 - ・ 台風第4号、第11号、第14号、第15号の計4回タイムラインを運用（7～9月）
 - ・ ふりかえりワーキングを開催し、課題や改善策について意見交換（2月）
 - ・ タイムライン部会を開催し、タイムラインを令和5年度版に改定（3月）

令和 4 年度収支決算報告

1. 収入の部（令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 3 1 日）

単位：円

	当初予算	最終決算	備 考
負担金	1, 010, 000	785, 791	内訳は下記のとおり
繰越金	634, 522	634, 522	
雑収入	8	9	利息
合 計	1, 644, 530	1, 420, 322	

<負担金内訳>

(1) 地方公共団体 負担金

大 阪 府	360, 000
大 阪 市	160, 000
守 口 市	24, 000
枚 方 市	24, 000
八 尾 市	24, 000
寝 屋 川 市	24, 000
大 東 市	24, 000
門 真 市	24, 000
東 大 阪 市	24, 000
四 條 畷 市	24, 000
柏 原 市	24, 000
交 野 市	24, 000
合 計	760, 000

(2) その他 負担金

(一財) 都市技術センター（施設見学会共催負担金） 25, 791円

※当初予算は250,000円を見込んでいた。

2. 支出の部（令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 3 1 日）

単位：円

	当初予算	最終決算	備 考
事 業 費	1, 130, 000	654, 386	広報啓発物品等
会 議 費	120, 000	68, 060	
事 務 費	70, 000	75, 349	
予 備 費	324, 530	0	事務費に振替
合 計	1, 644, 530	797, 795	

3. 差引残高

収 入 額	1, 420, 322	円
支 出 額	797, 795	円
差 引 残 高	622, 527	円（令和 5 年度に繰越）

令和4年度寝屋川流域協議会監査報告

1. 収入の部（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

単位：円

	当初予算	最終決算	備 考
負担金	1, 010, 000	785, 791	内訳は下記のとおり
繰越金	634, 522	634, 522	
雑収入	8	9	利息
合 計	1, 644, 530	1, 420, 322	

＜負担金内訳＞

（1）地方公共団体 負担金

大 阪 府	360, 000
大 阪 市	160, 000
守 口 市	24, 000
枚 方 市	24, 000
八 尾 市	24, 000
寝 屋 川 市	24, 000
大 東 市	24, 000
門 真 市	24, 000
東 大 阪 市	24, 000
四 條 畷 市	24, 000
柏 原 市	24, 000
交 野 市	24, 000
合 計	760, 000

（2）その他 負担金

（一財）都市技術センター（施設見学会共催負担金） 25, 791円

※当初予算は250,000円を見込んでいた。

2. 支出の部（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

単位：円

	当初予算	最終決算	備 考
事 業 費	1, 130, 000	654, 386	広報啓発物品等
会 議 費	120, 000	68, 060	
事 務 費	70, 000	75, 349	
予 備 費	324, 530	0	事務費に振替
合 計	1, 644, 530	797, 795	

3. 差引残高

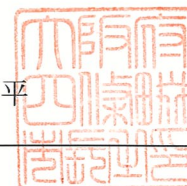
収 入 額	1, 420, 322	円	
支 出 額	797, 795	円	
差 引 残 高	622, 527	円	（令和5年度に繰越）

令和4年度寝屋川流域協議会歳入歳出決算について監査した結果、適正に執行されていることを認めます。

令和5年 4月 12日

寝屋川流域協議会

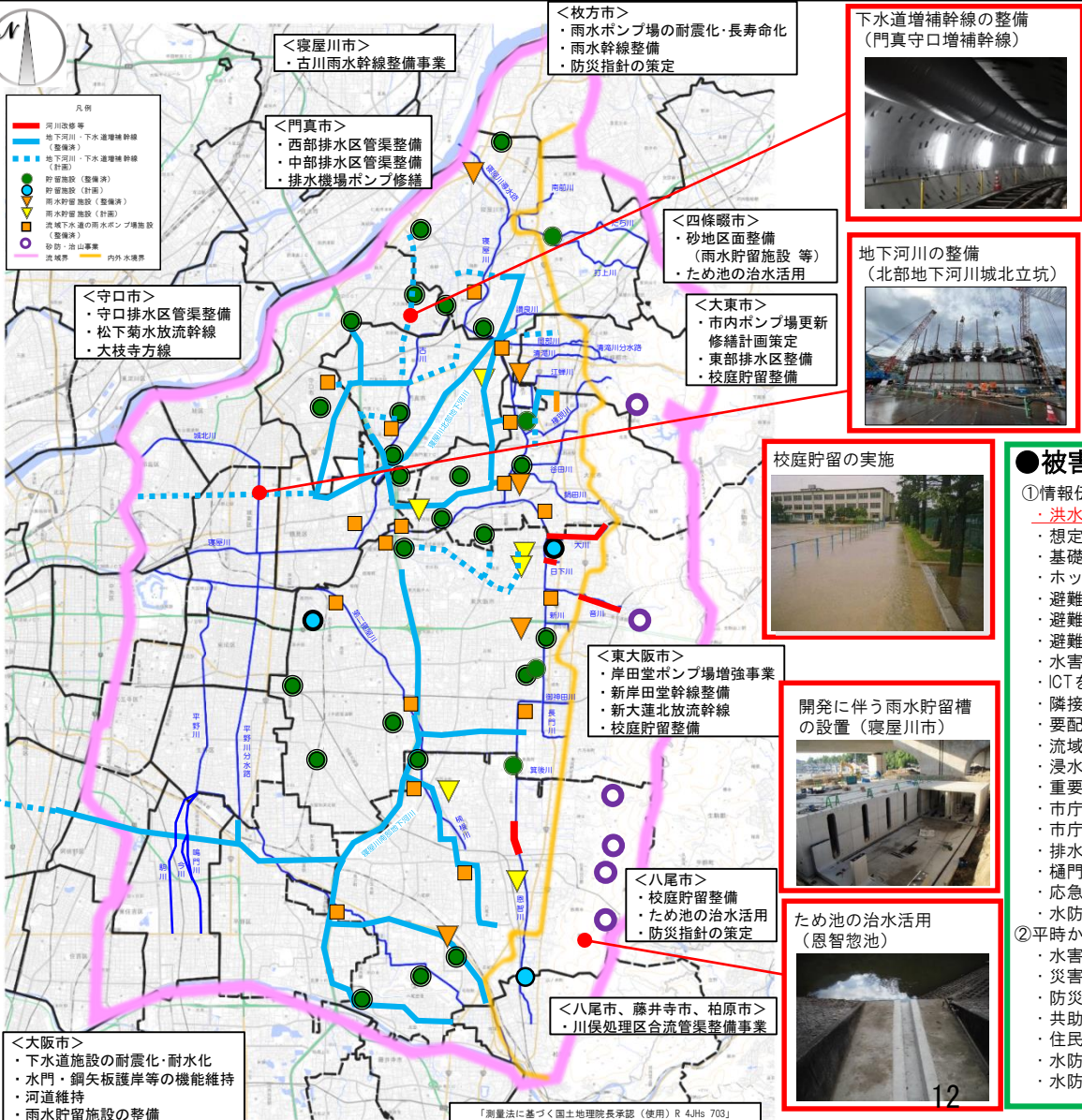
監 事 四條畷市長 東 修平



流域治水プロジェクトの更新

- ・寝屋川ブロックの流域治水プロジェクトについて、新たな取組みを追加し、更新する。

○特定都市河川流域に指定している寝屋川流域では、河川管理者、下水道管理者や流域市等のあらゆる関係者が連携した総合治水対策として、河川改修、地下河川、下水道増補幹線、遊水地、流域調節池等の整備や流域貯留浸透事業等の流域対策を進めています。



●氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- 河川改修、地下河川、下水道増補幹線、遊水地、流域調節池等【府】
- 河川改修、水門・鋼矢板護岸等の機能維持 (長寿命化対策)【市】
- 流域下水道の雨水ポンプ場施設等の排水施設の整備【府・市】
- (流域下水道ポンプ場・水みらいセンターにおける雨水ポンプ増強、市町村における浸水対策事業)
- 道路拡幅事業などの他事業との連携や校庭貯留による流域対応の推進【市】
- ため池及び農業用施設等の治水活用【市・民間】
- 雨水浸透阻害行為に対する指導【府・市】
- 雨水貯留浸透施設の整備【民間】
- 砂防事業 (堰堤等)、治山事業の実施【府】
- 整備基準を超える規模の降雨に対するポンプ運転調整【府・市】

●被害対象を減少させるための対策

- 土砂災害特別警戒区域内における既存住宅に対する補助制度
- 水害リスクの低い地域への居住誘導 (立地適正化計画の策定等) 等
- 貯留機能保全区域、浸水被害防止区域等の指定【府・市】

⇒流域水害対策計画の変更



●被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

①情報伝達、避難計画等に関する事項

- 洪水浸水想定区域の指定拡大【府】
- 想定最大規模の雨水出水に係る浸水想定区域図等の作成と周知【府・市】
- 基礎調査の実施と土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定・公表【府】
- ホットラインの運用 (洪水・土砂)【府・市】
- 避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認 (広域タイムライン) (洪水)【府・市・民間】
- 避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認 (市域タイムライン) (洪水・土砂)【市】
- 避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認 (コミュニティタイムライン) (洪水・土砂)【市】
- 水害危険性の周知促進【府・市】
- ICTを活用した洪水情報・土砂災害情報の提供【府・気象台】
- 隣接市における避難場所の設定 (広域避難体制の構築)等【府・市】
- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施 (洪水・土砂・内水・高潮)【府・市】
- 流域内の企業に対する業務継続計画 (BCP) 策定普及【府・市】
- 浸水被害軽減地区の指定【府・市】
- 重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認【府・市】
- 市庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実【府・市】
- 市庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実 (耐水化、非常用発電機等の整備)【市】
- 排水施設、排水資機材の運用方法の改善【府・市】
- 樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保【府・市】
- 応急的な退避場所の確保【市】
- 水防団間での連携、協力に関する検討【府・市】

②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項等

- 水害ハザードマップの改良、周知、活用 (洪水・土砂・内水)【府・市】
- 災害リスクの現地表示【府・市】
- 防災教育の推進【府・市】
- 共助の仕組みの強化、地域防災力の向上のための人材育成【府・市】
- 住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進【府・市】
- 水防に関する広報の充実 (水防団確保に係る取組)【府・市、水防事務組合】
- 水防訓練の充実【府・市】

淀川水系 寝屋川ブロック 流域治水管理図【ロードマップ】 (案)

～特定都市河川浸水被害対策法に基づく、流域治水の推進～

- 寝屋川ブロックでは、流域水害対策計画に基づき、府・市が一体となった「流域治水」を推進する。
 - 【短期】 河川改修等の推進に加え、浸水想定区域等の指定を行う
 - 【中期】 河川改修、地下河川、下水道増補幹線、流域調節池および雨水貯留施設整備の推進。
 - 【中長期】 時間雨量50ミリ程度の降雨に対して浸水を防ぎ、かつ時間雨量65ミリに対して家屋床上浸水を発生させない対策を完了。

区分	対策内容	実施主体	工程			
			短期	中期	中長期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	河川改修、地下河川・下水道増補幹線の整備、遊水池・流域調節池の整備	大阪府		法善寺多目的遊水池(Aゾーン)の概成		
	河川改修、水門・鋼矢板護岸等の機能維持	大阪市				
	流域下水道の雨水ポンプ場施設等の排水施設の整備	大阪府・寝屋川市等				
	校庭貯留などの雨水貯留施設	流域市				
	ため池及び農業用施設等の治水活用	流域市・民間				
	雨水貯留浸透施設の整備	民間				
	砂防事業・治山事業の実施	大阪府				
被害対象を減少させるための対策	土砂災害特別警戒区域内の既存住宅に対する補助制度	大阪府・流域市				
	水害リスクの低い地域への居住誘導(立地適正化計画の策定等)	流域市		流域水害対策計画の変更(R8年度までに)		
	貯留機能保全区域、浸水被害防止区域等の指定(流域水害対策計画の変更)	大阪府・流域市				
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	①情報伝達、避難計画等に関する事項 ・洪水浸水想定区域の指定拡大 ・雨水出水浸水想定区域の指定 ・広域、市町村、地域タイムラインの策定・運用 ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成 ・防災気象情報の改善 等	大阪府・流域市・民間・気象台		大阪市タイムラインの策定(R4)	洪水浸水想定区域指定拡大完了(R6年度)	雨水出水浸水想定区域図作成・公表(R7年度)
	②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項 ・ハザードマップの改良・周知・活用 ・マイタイムラインの策定 等	大阪府・流域市				区域の指定(R9年度)

淀川水系寝屋川ブロック 流域治水管理図【流域治水の具体的な取組】 (案)

～特定都市河川浸水被害対策法に基づく、流域治水の推進～

当面の治水目標に対応した河川の整備



約91%

※整備計画目標流量ベース

(令和4年度末時点)

農地・農業用施設の活用



2市

(令和4年度末時点)

流出抑制対策の実施



流域対応量400万㎡に対する進捗率

約34.5%

(令和4年度末時点)

山地の保水機能向上
および
土砂流木災害対策



治山対策 5箇所
土石流対策 9施設

(令和4年度実施)

立地適正化計画における防災指針の作成



3市

(令和4年度末時点)

避難のための
ハザード情報の整備



洪水浸水
想定区域 27河川

雨水出水
浸水想定区域 0団体

(令和4年度末時点)

高齢者等避難の
実効性の確保



避難確保
計画 洪水 8173施設
土砂 188施設
高潮 3394施設

避難訓練 2070施設
※洪水・土砂・高潮の重複を含む

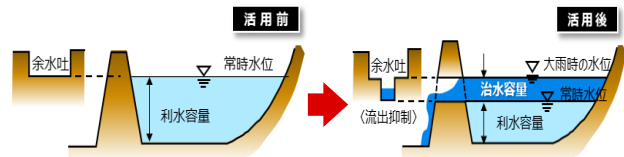
(令和4年9月末時点)

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

ため池の治水活用 (恩智惣池)



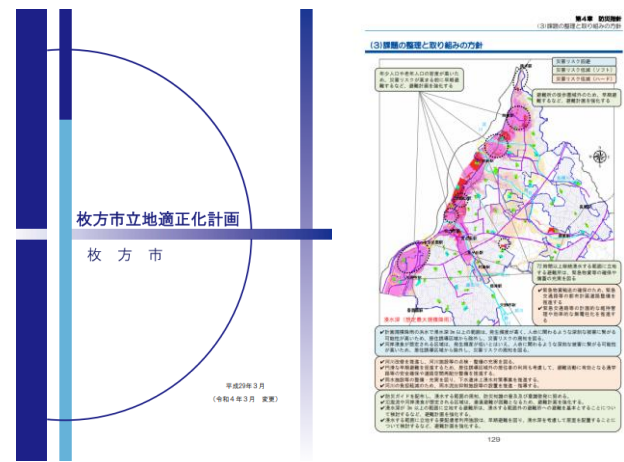
平成30年7月豪雨時に、恩智惣池下流部の大西川から溢水し、周辺の道路冠水が発生したことを受け、寝屋川流域総合治水対策の一環として、恩智惣池の治水活用^①検討を行った。水利組合協力のもと、余水吐きに50cm四方の切り欠きを設け、常時水位を低下させることで2,100㎡の貯留効果を発揮し、下流部の被害軽減に寄与している。



被害対象を減少させるための対策

枚方市の立地適正化計画策定の取組

枚方市では、令和4年3月に立地適正化計画を変更し、土砂災害特別警戒区域や洪水浸水想定区域の一部を居住誘導区域から除外するほか、災害リスクの高い地域を居住誘導区域に設定する場合は、防災指針を作成し、防災まちづくりの取組方針を定めている。



被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

寝屋川流域大規模水害タイムラインの取組

寝屋川流域では、大阪府や流域市に加え、大阪管区气象台、警察、報道機関、鉄道、ライフライン事業者などの関係者とともに「寝屋川流域大規模水害タイムライン」を策定した。タイムラインの運用に加え、情報伝達訓練やタイムラインのふりかえりを実施している。



寝屋川流域大規模水害タイムライン



タイムラインふりかえりWG

令和 5 年度事業計画

寝屋川流域水害対策計画、寝屋川流域水環境改善計画及び生駒山系グリーンベルト整備事業、大規模な水害に備えて策定したタイムラインの運用・改善を推進するため、本協議会会員相互の連絡調整や関係機関等との協議を行うほか、以下に示す活動等を行うこととする。

広報活動

1. 広報活動の実施

1. 1 広報イベントの実施

(1) 春の広報イベント（東大阪市民ふれあい祭り）

日 時 令和5年5月14日（日）10：00 ～ 16：00

場 所 松原南調節池（東大阪市 花園中央公園内）

(2) 冬の広報イベント

日 時 令和5年 冬ごろ

場 所 未定

(3) 水環境啓発イベント

日 時 令和5年 秋ごろ

場 所 未定

1. 2 啓発ポスターの掲示

場所：流域の各市役所、府関係事務所及び大阪府本館

実施期間：令和5年6月16日から令和5年10月15日（出水期）

内容：出水期に意識してほしいこと

2. その他

(1) 寝屋川流域協議会TwitterなどのSNSやメディア等を活用した事業PR

(2) 寝屋川流域協議会HPの充実

(3) 総合治水対策動画の作成

事業推進＜主な取組み＞

1. 寝屋川流域総合治水対策の推進（総合治水部会）

(1) 国家要望活動の実施

・国予算確保に向けた要望活動を実施（R5.8、R5.11）

(2) 流域水害対策計画の変更に向けた検討

2. 寝屋川流域水環境改善計画の推進（水環境部会）

- (1) 浮遊汚泥（スカム）の発生抑制に向けた取組の共有
- (2) 河道内のごみの削減
 - ・HPやSNS、啓発動画を活用したごみ対策の啓発
 - ・水環境（河川ごみ）啓発イベントの実施（再掲）
- (3) 水辺空間の利活用の促進
 - ・HPや協議会イベント等での水辺空間マップの周知
 - ・アスマイル等の既存アプリを活用した水辺空間の利用促進

3. 生駒山系グリーンベルト整備事業の推進（グリーンベルト部会）

- (1) 協働
 - ・モデル流域等での活動の継続
- (2) 取組の共有
- (3) 流域治水推進に向けた水防災連絡協議会との連携検討

4. 大規模水害タイムラインの取組の推進（大規模水害タイムライン部会）

- (1) 寝屋川流域大規模水害タイムラインの運用、ふりかえり、改善
 - ・出水期前に情報伝達訓練を実施
 - ・令和5年度版「寝屋川流域大規模水害タイムライン」の運用
 - ・運用後にふりかえりワーキングを実施し、課題抽出や改善策の検討を実施
 - ・大規模水害タイムライン部会を開催し、タイムラインを改定

令和 5 年度 予 算

1. 収入の部（令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日）

単位：円

	当 初 予 算	備 考
負 担 金	1, 0 3 4, 0 0 0	内訳は下記のとおり
繰 越 金	6 2 2, 5 2 7	
雑 収 入	9	利息（見込）
合 計	1, 6 5 6, 5 3 6	

<負担金内訳>

(1) 地方公共団体 負担金

大 阪 府	3 6 0, 0 0 0
大 阪 市	1 6 0, 0 0 0
守 口 市	2 4, 0 0 0
枚 方 市	2 4, 0 0 0
八 尾 市	2 4, 0 0 0
寝 屋 川 市	2 4, 0 0 0
大 東 市	2 4, 0 0 0
門 真 市	2 4, 0 0 0
藤 井 寺 市	2 4, 0 0 0
東 大 阪 市	2 4, 0 0 0
四 條 畷 市	2 4, 0 0 0
柏 原 市	2 4, 0 0 0
交 野 市	2 4, 0 0 0
合 計	7 8 4, 0 0 0

(2) その他 負担金（見込）

都市技術センター（施設見学会共催負担金） 2 5 0, 0 0 0

2. 支出の部（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

単位：円

	当 初 予 算	内 訳	
事 業 費	1, 130, 000	啓発イベント（計3回）	500, 000
		講演者謝礼等	80, 000
		啓発グッズ作成	150, 000
		啓発動画作成	350, 000
		啓発ポスター作成	50, 000
会 議 費	120, 000	部会、協議会 会議費	120, 000
事 務 費	100, 000	要望関係	100, 000
予 備 費	306, 536		
合 計	1, 656, 536		

*事業費の内訳は変更できるものとする。

*予備費からその他経費への振替は承認なしで行うことができるものとする。

監事の選出

寝屋川流域協議会規約第8条第3項及び第4項に基づき、新監事を選出する。

1. 新監事

枚方市長とする。

※参 考

- ・ 協議会規約 第8条第3項
「協議会の会計を監査するため、協議会に監事を置く。」
- ・ 協議会規約 第8条第4項
「監事は1名とし、委員が互選する。」
- ・ 東大阪市→寝屋川市→八尾市→大東市→守口市→門真市→交野市→四條畷市→枚方市→柏原市→大阪市→藤井寺市の順に持ち回りで実施する。

年 度	監 事
昭和63年度 ～平成4年度	寝屋川市長
平成5年度	東大阪市長
平成6年度	寝屋川市長
平成7年度	八尾市長
平成8年度	大東市長
平成9年度	守口市長
平成10年度	門真市長
平成11年度	交野市長
平成12年度	四條畷市長
平成13年度	枚方市長
平成14年度	柏原市長
平成15年度	大阪市建設局長
平成16年度	東大阪市長
平成17年度	寝屋川市長
平成18年度	八尾市長
平成19年度	大東市長
平成20年度	守口市長
平成21年度	門真市長
平成22年度	交野市長
平成23年度	四條畷市長
平成24年度	枚方市長
平成25年度	柏原市長
平成26年度	大阪市建設局長
平成27年度	東大阪市長
平成28年度	寝屋川市長
平成29年度	八尾市長
平成30年度	大東市長
令和元年度	守口市長
令和2年度	門真市長
令和3年度	交野市長
令和4年度	四條畷市長
令和5年度	枚方市長